

当社は、お客様との不動産取引に関し必要に応じ下記書類等をご提出又は入手させて頂きます。
これらの書類等で入手する個人情報の利用目的は、下表のとおりです。

(賃貸借の場合)

個人情報入手する資料名	利用目的
受付カード、資料請求等(インターネット含む)	お客様の個人情報や希望条件等を記載いただき、物件を紹介するため
賃貸又は管理の依頼に関する書類	貸主から物件の媒介又は管理の依頼を受ける際の依頼書
物件調査に関する書類	貸主から依頼を受けた物件の調査結果を整理するため
入居申込書	入居希望者の契約意思を確認するため
登記簿、測量図、公図、物件写真 間取図等	物件の権利関係、状況、間取り等を確認するため 広告を行うため
身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の調査に関する書類	貸主が、入居希望者と契約を締結するか判断するための書類
重要事項説明書	重要事項を説明するため(宅建業法35条)
賃貸借契約書	当事者間の契約関係を明確にするため(宅建業法37条)
連帯保証人を確認するための書類(確約書)	連帯保証人が賃貸借契約の連帯保証人となる意思を確認するため
代理人に関する書類	契約時に本人に代わり、代理人となることを確認するため
鍵の受領に関する書類	貸主・借主に鍵を引き渡したことを確認するため
念書、誓約書、覚書	当事者間の約束事を明確にするため
同意書	未成年者の契約について、親権者の同意を確認するため
賃貸住宅紛争防止条例(東京都)	賃貸住宅紛争防止条例(第2条)の内容を説明するため
入居者名簿	入居者の緊急連絡先を確認し、管理上に必要な連絡を取るため
取引成立台帳	契約した取引を保存するため(宅建業法49条)
物件管理に関する報告書	物件の管理状況を貸主に報告するため
家賃等の収納に関する報告書	家賃等の収納状況や振込みについて貸主に報告するため
家賃の未収・督促等に関する書類	家賃等の滞納のお知らせや督促を行うため
支払家賃の確約に関する書類	滞納家賃の支払につき約束してもらうため
賃貸借契約解除に関する書類	契約期間中に都合により賃貸借契約を終了させるため
賃貸借権の譲渡、転貸に関する書類	借主が貸主の同意の上、賃借権を譲渡又は物件を転貸するため
増改築等の承諾に関する書類	借主が貸主の同意の上、物件を増改築するため
更新拒絶・期間満了・更新に関する書類	貸主が更新を望まないこと又は契約期間満了に伴い借主の意向を確認するため
退去に関する書類	退去時の手続きを借主に通告するため
敷金精算・修繕費に関する書類	敷金精算と原状回復費用について借主に説明するため
定期借家についての説明書類	定期建物賃貸借において借主に内容を説明するため
定期借家契約終了についての書類	定期建物賃貸借において貸主が借主に契約終了を説明するため

(売買の場合)

個人情報入手するための資料名	利用目的
受付カード、資料請求等(インターネット含む)	お客様の個人情報や希望条件等を記載いただき、物件を紹介するため
価格査定に関する書類	物件の価格査定を実施し、ご報告・ご提案を行うため
権利証、登記簿	当該物件の所有権や所有権以外の権利関係を確認するため
測量図、公図、写真、間取り等	物件の面積、状況、隣地、境界、間取り等を確認するため 広告を行うため
身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
媒介契約書	売却、購入についての依頼を受けるため
ローン申請に関する書類	金融機関に対するお客様の住宅ローン申請(事前審査を含む)のため
課税証明書、源泉徴収票、身分証明書	金融機関に対するお客様の住宅ローン申請のため
資金計画に関する書類	お客様にローンの資金繰りを説明するため
諸費用の説明に関する書類	不動産取引に係わる諸費用を説明するため
不動産買付証明書・不動産売渡承諾書	買主の購入意思、売主の売却意思を確認するため
重要事項説明書	重要事項を説明するため(宅建業法35条)
売買契約書	当事者間の契約関係を明確にするため(宅建業法37条)
代理人に関する書類	契約時に本人に代わり、代理人となることを確認するため
委任状	取引にあたり委任するまたはされる者と内容を明らかにするため
固定資産税・都市計画税に関する書類	引渡し日における固定資産税・都市計画税精算のため
管理費・修繕積立金に関する書類	引渡し日における管理費・修繕積立金の精算、未納確認のため
建築確認通知書、検査済証	建築基準法の建築確認通知、竣工検査を確認するため
付帯設備、物件状況の確認に関する書類	付帯設備や物件の状況について確認、説明するため
実測精算の確認についての書類	実測にて精算時を行うことを確認するため
引渡し完了に関する書類	買主から買主に引渡し完了したことを確認するため
鍵の受領に関する書類	買主に鍵を引き渡したことを確認するため
取引成立台帳	契約した取引を保存するため(宅建業法49条)
解除に関する書類	売買契約の解除について合意したことを確認するため